

# 役員及び評議員等報酬規程

社会福祉法人 鹿 島 会

## 社会福祉法人鹿島会 役員及び評議員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿島会の役員及び評議員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「役員」とは、理事及び監事をいう。
- (2)「役員及び評議員等」とは、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会の委員とする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員等に対しては、職務執行の対価として、別表1により報酬等を支給するものとする。ただし、役員及び評議員等が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

### (出張旅費)

第4条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合には、別に定める社会福祉法人鹿島会旅費支給規程に準じて旅費に相当する費用弁償を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (特別慰労金)

第5条 理事長は、法人設立等に功労があり、特に必要と認めるときは、理事会の承認及び評議員会の決議を得て、特別功労金を支給することができる。

### (改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年 1月 1日から施行する。
- 2 社会福祉法人鹿島会役員等報酬規程（平成29年6月10日制定）及び「社会福祉法人鹿島会評議員選任・解任委員費用弁償支給規程」（平成29年3月1日制定）は、この規程の施行をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成31年 3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。

別表1（第3条関係）

（役員報酬）

（1）理事

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等（日額）	30,000円	
業務執行理事業務報酬等（日額）	20,000円 （税控除手取り額）	職員との兼務がない場合
理事会への出席（日額）	5,000円 （税控除手取り額）	職員との兼務がない場合
上記の他、法人・施設業務のための出勤（日額）	5,000円 （税控除手取り額）	職員との兼務がない場合

（2）監事

名 称	費用弁償	備 考
監事監査等への出席（日額）	5,000円 （税控除手取り額）	
理事会、評議員会等への出席（日額）	5,000円 （税控除手取り額）	
上記の他、法人・施設業務のための出勤（日額）	5,000円 （税控除手取り額）	

（評議員報酬）

名 称	費用弁償	備 考
評議員会への出席（日額）	5,000円 （税控除手取り額）	
上記の他、法人・施設業務のための出勤（日額）	5,000円 （税控除手取り額）	

（評議員選任解任委員の報酬）

名 称	費用弁償	備 考
評議員選任解任委員会への出席（日額）	10,000円 （税控除手取り額）	職員との兼務がない場合
上記の他、法人・施設業務のための出勤（日額）	10,000円 （税控除手取り額）	